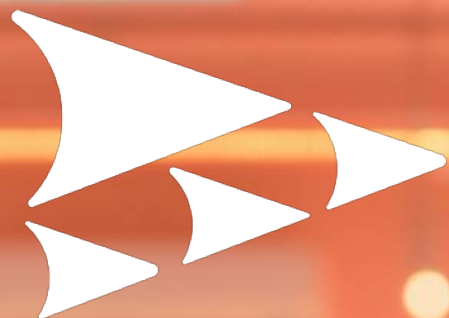




福岡女子商業高等学校における 生成AIの利活用に関するガイドライン

生徒・保護者・教師のための実践ガイド

Ver.1.0



FUKUOKA JOSHISHO

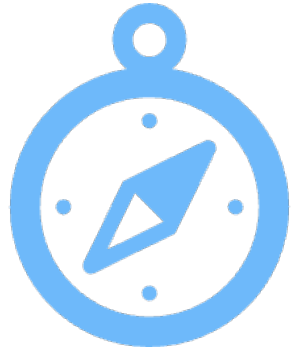
目次 Table of contents

1. はじめに
2. 本ガイドラインと生成AI利活用の目的
3. 生成AIとは
4. 基本方針
 - 3つの理由
 - 4つの方針
5. AI利活用に伴う注意点
6. 生徒向けガイドライン
7. 教師向けガイドライン
8. 保護者向けガイドライン
9. 参考資料

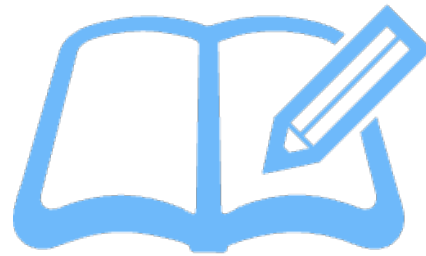
1. はじめに

- ❖ 2025年現在、生成AIは世の中の様々な場面で活用されはじめており、人が社会生活を営む上で欠かせないテクノロジーになりつつあります。
- ❖ 本ガイドラインは文部科学省初等中等教育局から2024年12月26日に示された「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン Ver. 2.0」をもとに、福岡女子商業高等学校での生成AIの利活用に関して基本的な方針を示すものです。
- ❖ 技術革新は加速度を増し、本ガイドラインの策定時に想定した学校や生徒を取り巻く社会状況は、すぐに過去の話となるでしょう。よって、本ガイドラインは大まかな方針のみを示すものとし、個別の活用事例の是非や使用方法を規定するルールブックではありません。また、本ガイドラインは必要に応じて見直すものとしします。

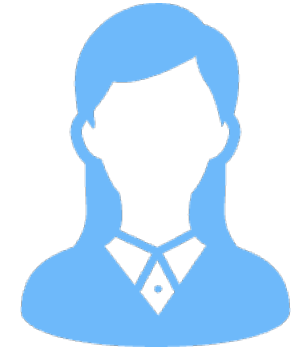
2. 本ガイドラインと生成AI利活用の目的



このガイドラインは、生成AIを効果的に活用しながら、本校のすべての生徒の学習の質を高め、創造性を育むことを目的としています。



福岡女子商業高等学校では、AIを教育に活用することで、より良い教育環境を創出し、生徒の能力を伸ばすことをめざします。



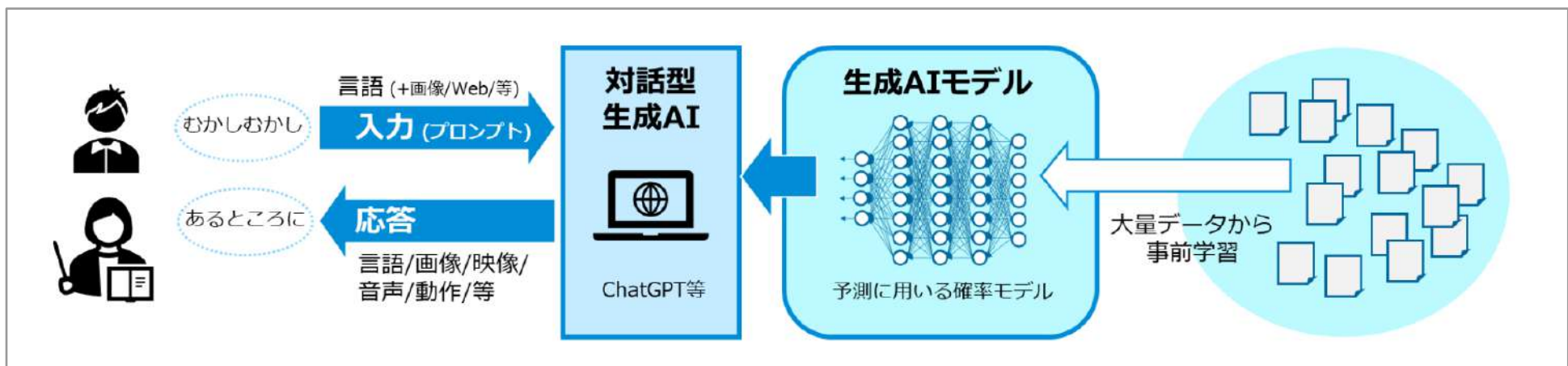
生成AIはあくまでツールであり、最終的な判断は人間が行うことが重要です。人間として判断力を伸ばし、生成AIをうまく使いこなせる生徒の育成をめざします。

3. 生成AIとは

生成AIの基本的な理解

- ❖ 大量のデータを学習し、新しい内容を生成できるAI
- ❖ 文章、画像、動画、プログラムコードなどを生成する
- ❖ 人間との自然な対話が可能
- ❖ 既存の情報を基に計算・推論して回答する

生成AIのしくみ（図）



4. 基本方針

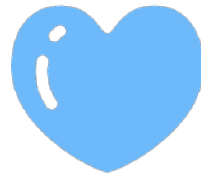
4つの理由と3つの方針

学校で生成AIの利活用を行う4つの理由



❖ 生徒の育成

AIをうまく使い、自他の幸せを創り出せる生徒を育てるため。



❖ 人間らしさ

AIに触れることで、AIにはない人間らしい魅力に気づかせ、その魅力を伸ばすため。



❖ 公平性

家庭環境によるAI利活用機会の格差を生まず、成長のための公平な機会を生徒へ届けるため。

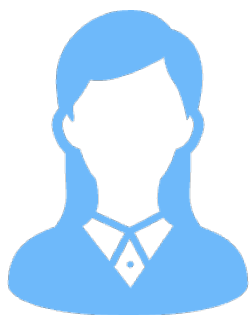


❖ 教育の質の向上

教師の力量や知的資源を補充し、よりよい教育を生徒へ提供するため。

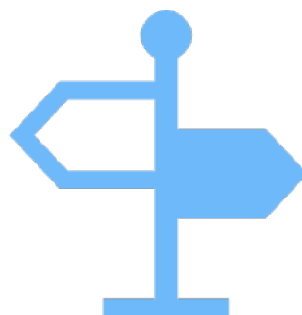
3つの方針

人間中心の利活用



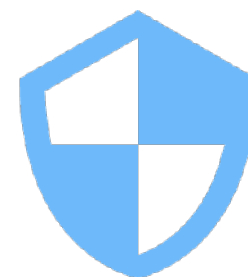
- ❖ AIは補助ツール
- ❖ 最終判断は人間が行う

判断力の育成



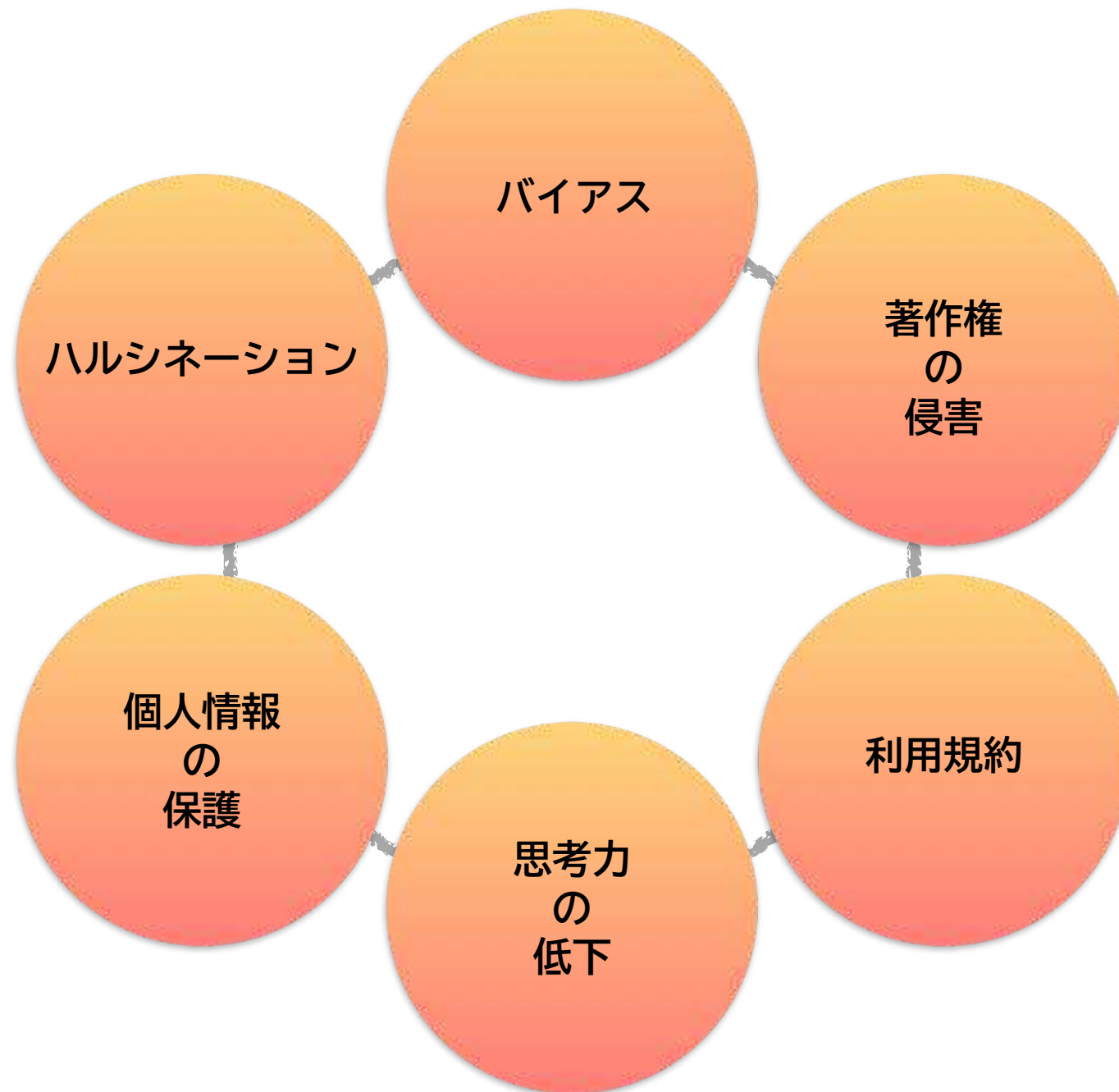
- ❖ AIの生成物の真偽や適否を見極める審美眼
- ❖ 生成AIの利活用場面を選択する自己指導力

安全性を考慮した適正利用



- ❖ 個人情報の保護
- ❖ 著作権の尊重
- ❖ 公平性の確保
- ❖ 利用規約の遵守
- ❖ 関係者への説明責任

5. AI利活用に伴う注意点





ハルシネーション



AIが事実に基づかない情報を生成する現象。AIも間違った学習（勘違い）をして、もっともらしい嘘を出力することがある。
人が勘違いして話したことを本当だと思って信じてしまうのと同じく、AIの生成物も鵜呑みにしていけない。批判的思考力とファクトチェックの習慣が大切。



AIが学習に使うためのデータに人間の偏見が混入し、AIの生成物にも偏見が含まれてしまうことがある。人種・性別・宗教・文化などの偏見は人の無意識の中にあり、気づきにくい。

例えば、顔認証システムはシステム構築に使われたデータ（人の顔の画像）の量の差により白人よりも有色人種の方がエラーが起きやすかったり、「日本風の～」をAIで画像生成しようとしてもアジアの他国の文化が混じった画像になったりする。結果として、一部の人に不利益が生じたり、偏見が広まったりする危険性がある。



バイアス



生成AIが学習に使うためのデータとして、人間が描いた絵画やイラスト、人が撮影した写真や動画を読み込ませることで、AIの表現力が高まる。そして、AIに「ピカソ風の絵を描いて」と頼むことができるようになる。

人が心血を注いで生み出した作品が模倣されたり盗用されたりしないように保護される権利が著作権。著作権のある作品をAIに読み込ませることは、著作権侵害に当たる可能性がある。

また、基本的にAIの生成物には著作権はないが、AIの生成物が他者の著作物に類似していた場合は、著作権侵害となる。

つまり、アニメなどキャラクターに**そっくりのものを生成した場合は、著作権侵害**になってしまう。

ただし、自分1人が楽しむために生成する場合は、著作権侵害ではない。

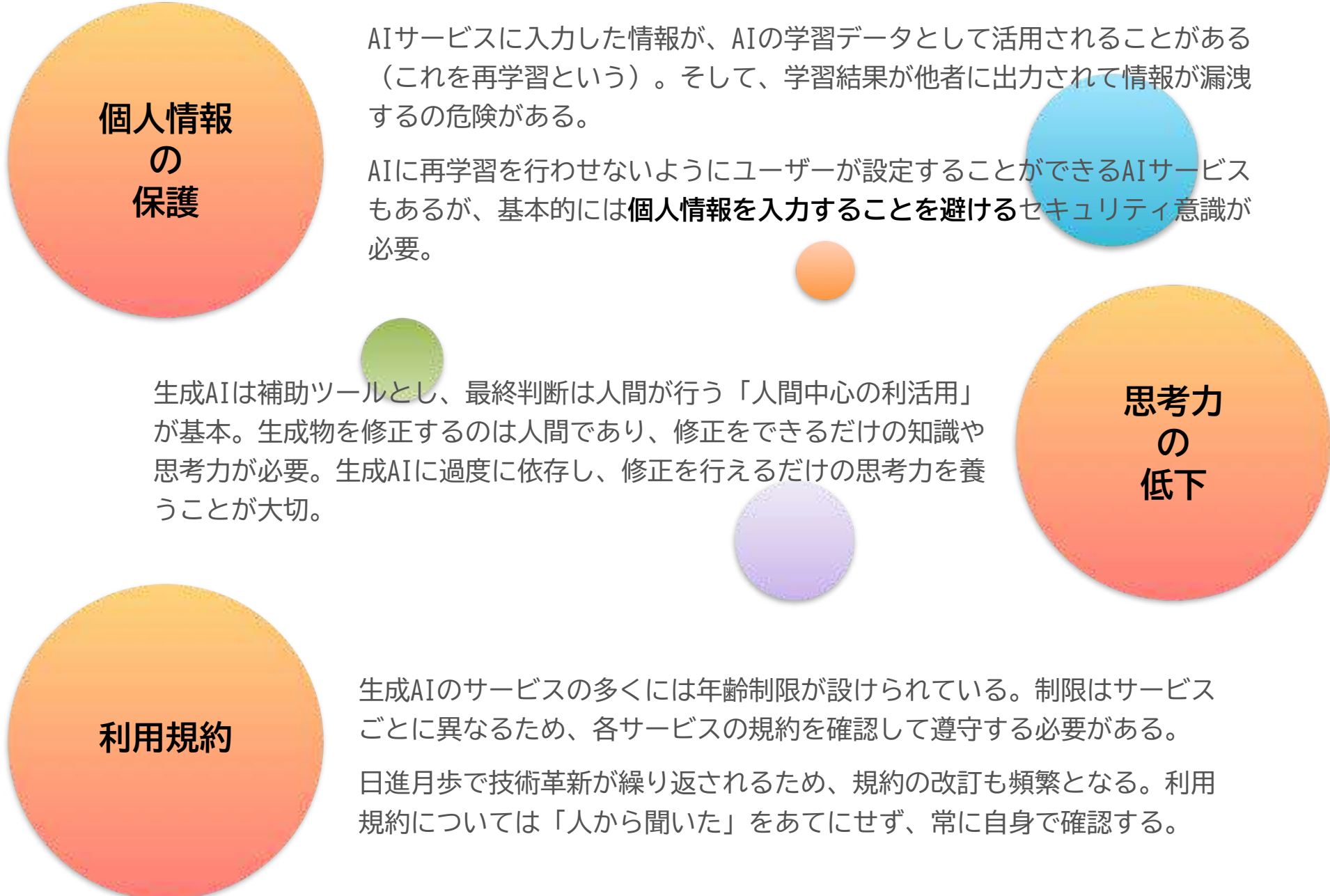
だから、生成AIを使用する際は、次の2点に注意しよう。

- ❖ AIの生成物が既存の著作物に類似していないか
- ❖ その生成物を自分以外の人が見ることになるか

法的な問題だけでなく、他者の権利を守るというモラルが各自に問われる。



著作権 の 侵害



個人情報 の 保護

AIサービスに入力した情報が、AIの学習データとして活用されることがある（これを再学習という）。そして、学習結果が他者に出力されて情報が漏洩するの危険がある。

AIに再学習を行わせないようにユーザーが設定することができるAIサービスもあるが、基本的には**個人情報を入力することを避ける**セキュリティ意識が必要。

生成AIは補助ツールとし、最終判断は人間が行う「人間中心の利活用」が基本。生成物を修正するのは人間であり、修正をできるだけ知識や思考力が必要。生成AIに過度に依存し、修正を行えるだけの思考力を養うことが大切。

思考力 の 低下

利用規約

生成AIのサービスの多くには年齢制限が設けられている。制限はサービスごとに異なるため、各サービスの規約を確認して遵守する必要がある。

日進月歩で技術革新が繰り返されるため、規約の改訂も頻繁となる。利用規約については「人から聞いた」をあてにせず、常に自身で確認する。

6. 生徒向けガイドライン

使用のタイミング ~いつ、誰が、使用を決めるか~

- | | | |
|---------------|-----------|--|
| ❖ 使用を奨励する時 | ➡ 教師が指示する |  |
| ❖ 使用を禁止する時 | ➡ 教師が指示する |  |
| ❖ 必要に応じて使用する時 | ➡ 生徒が判断する |  |

教師から生成AIの使用を推奨することはありますが、使用を強制することはありません。

ほとんどの場合は、生徒自身の判断で使用してください。判断に迷う際は、教師へ相談してください。



推奨される使用例

～何に使うか～

- ❖ 各種プロジェクト等での活動補助
(文書作成、コード作成)
- ❖ レポート作成時の情報整理
- ❖ グループ討論での視点拡充
- ❖ 英語学習での会話練習
- ❖ 小論文の添削

など

授業等を通じて、学ぶための有効な使い方、
問題解決のために有効な使い方を身に付けていきます。

使用する生成AI ～どれを使うか～



選択の自由

使用できる生成AIサービスは基本的に限定しない。
最新のサービスが学習に有効なことも多いため。

(※ 危険性や有害性のあるサービスが確認された場合、その使用は禁止する)



推奨する生成AI

本校の学習環境や、教育的配慮と安全性を考慮し、
次の生成AIサービスの使用を推奨する。

- ❖ Gemini
- ❖ NotebookLM
- ❖ Adobe Firefly
- ❖ Canva Magic Design
- ❖ スクールAI



責任と安全

その他の生成AIを使う場合は、サービスの利用規約を必ず確認し、
各自の責任において個人情報の入力や著作権の取り扱いに気をつけて使用する。



アカウントとメールアドレス

生成AIのサービスを使うためにアカウントの作成を求められる場合は、学校から
付与されたメールアドレスを使用する。

避けるべき使用例

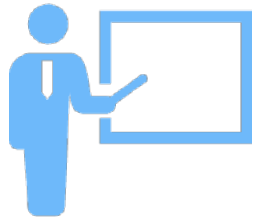


- ❖ 自身の思考力を磨くべき場面での使用
(感想や意見など)
- ❖ 自身の感性を磨くべき場面での使用
(創作活動など)
- ❖ 自身の技能を高めるべき場面での使用
(計算練習など)
- ❖ 試験での不正使用
- ❖ 各種コンクールやレポート等での丸写し
- ❖ 過度な依存
- ❖ 個人情報保護、著作権の尊重、
公平性の確保、利用規約の遵守を
していない使用



7. 教師向けガイドライン

授業等での使用例



- ❖ 教材作成の支援
- ❖ 学習計画の作成の補助
- ❖ 評価計画の補助
(ルーブリックの
叩き台作成など)
- ❖ 個別学習の支援
- ❖ 添削・評価業務の補助

校務等での使用例



- ❖ 会議録作成
- ❖ 計画等の叩き台作成
- ❖ 文書作成の補助
- ❖ 進路指導等に関する
情報収集と整理
- ❖ 作業効率化のための
プログラミングの補助

避けるべき使用例



- ❖ 学習計画、評価計画の過度な依存
- ❖ 評価業務の過度な依存
- ❖ 教師が生徒に接するべき相談場面
等での代行
- ❖ 個人情報の保護、著作権の尊重、
公平性の確保、利用規約の遵守を
欠いた使用
- ❖ 本校の情報セキュリティポリシー
に反する使用

特に、生徒の個人情報等の取り扱いには
細心の注意を払うこと

8. 保護者向けガイドライン

家庭での支援

- ❖ 適切な利用時間の管理
- ❖ 使用目的の確認
- ❖ 不適切な使用の防止

学校との連携

- ❖ 利用状況の共有
- ❖ 懸念事項の相談



9. 参考資料

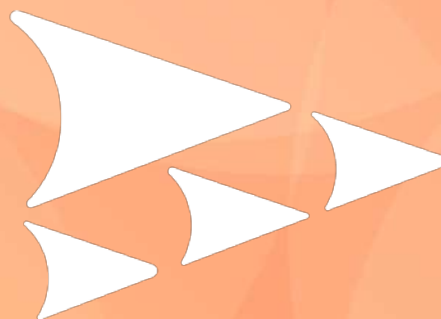
本ガイドラインの作成にあたっては、
2024年12月26日に文部科学省初等中等教育局から示された
「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver. 2.0」
を参考にしています。



初等中等教育段階における 生成 AI の利活用に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

挑戦を、楽しめ。



FUKUOKA JOSHISHO

福岡女子商業高等学校

〒811-1203

福岡県那珂川市片縄北1-4-1

 <https://yashima.ac.jp/fgchs/>

